

研究開発責任者の公募の方法、審査基準等について

1. 研究開発責任者公募の方法について

(1) 研究推進法人 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター

(2) 研究開発責任者の選定

国立国際医療研究センターは、「社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」に基づいて、研究主体の公募を行い、外部有識者等から構成される審査委員会の審査結果に基づき、研究開発責任者（個別の研究開発テーマ）を選定する。国立国際医療研究センターは、審査の事務を行う。審査委員会における審査基準や審査委員等については、PD、内閣府等と相談の上、決定する。審査対象となる提案を行う研究主体と利害関係を有する審査委員は、当該研究開発提案の審査に参加しない。

(3) 審査の流れ

- ① 書面評価： 審査委員会が研究開発提案書類の内容を審査し、面接評価の対象となる研究開発責任者の候補を選定する。
- ② 面接評価： 審査委員会が面接評価を実施し、研究開発責任者の採択候補を選定する。
- ③ 研究開発責任者の採択：
PD及び内閣府は、審査委員会における審議結果を踏まえて、研究開発責任者の選定及び予算配分について協議し、両者の了承をもって確定とする。国立国際医療研究センターは、PD及び内閣府等の了承を経て、研究開発責任者を採択する。

2. 審査基準（案）

- ① SIP の意義の重要性や趣旨に合致していること。
- ② 提案された研究開発成果が SIP の当該課題の目的や目標に沿ったものであること。
- ③ 提案された研究開発手法及び研究開発の進め方が妥当であること。
- ④ 研究開発の実施体制、連携、予算、実施規模が妥当であること。
※特に、府省連携や産学官連携など組織間、研究開発テーマ間連携の有効性を重視する。
- ⑤ 提案されたアウトプットとしての技術が優位であること。
- ⑥ 提案された出口戦略が優れていること。
- ⑦ 提案された社会実装・人材育成の内容とプロセスが明確かつ妥当であること。
- ⑧ 産業界(民間企業)等からの貢献（人的、物的投資を含む。）の見込みが大きいこと。